

会 議 録

会議の名称	令和6年度第3回豊中市環境保全審査会		
開催日時	令和7年(2025年)2月18日(火)(14:00~16:15)		
開催場所	豊中市役所第二庁舎3階第会議室中央(オンライン)	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可
事務局	環境部環境指導課	傍聴者数	0名
公開しなかった理由			
出席者	委員	井ノ口委員、小谷委員、澤木委員、前迫委員、益田委員、宮川委員、余田委員	
	事務局	糸井部長、道端次長、小坂課長、多々主幹、藤井係長、草野	
	その他	事業者	
議題	<ol style="list-style-type: none">1. 豊中市営西谷住宅建替事業に係る環境影響評価準備書について2. 大阪国際空港周辺緑地に係る環境影響評価計画書について3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		

【事務局】

ただ今から、令和6年度第3回豊中市環境保全審査会を開催させていただきます。
それでは、案件に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

～資料確認～

「豊中市環境保全審査会規則」第4条第2項の規定に基づき、委員総数7名全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告します。

なお、会議に先立ちまして、本日の会議は「豊中市環境保全審査会傍聴要領」に基づき進めておりますことを申し添えておきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、次第に基づき、議事を進めさせていただきます。

案件1「豊中市宮西谷住宅建替事業に係る環境影響評価準備書」について概要説明をお願いします。その後、審議に入りたいと思います。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

景観についてお聞きしたい。説明ではほとんど影響がないというようなことだったが、フォトモンタージュを見る限り、建物が高くなっている点や、以前は建物と道路の間がもう少しあったのが、計画では歩道ぎりぎりまで建物が近づいていて、以前よりも圧迫感があるように感じ、周辺にほとんど影響がないとは言えないのではないか。もう少し歩道から、建物を離すような計画にはできなかったのか。

【事業者】

今回の計画では、建物を2棟にするということで西寄りになったという経緯はありますが、本編4.1-15ページのとおり、元々は歩道ぎりぎりに擁壁が立ち上がり、その上に建物がありましたが、今回道路を拡幅したうえでさらに緑地帯を設けたことで、建物との間に1m程度の離隔を作っているため、元々の位置からは少し西に寄ってはいますが、大きく景観を害する計画になっているとは考えていません。

【委員】

確かに植栽帯は設けられているが、建物を隠すような高木を植えるとなると狭いのではないか。圧迫感も、以前は低層の建物が分かれて建っている形だったものが、計画では建物が高くなり、面的にも壁が広がる。これをもう少し、道路から離れた配置計画にするということは難しかったのか。

【事業者】

事業地東側の擁壁が現況より西側に出てくる計画となっており、その影響もあって建物を西側に寄せざるを得ないという経緯がございます。

【委員】

理解した。

【委員】

先程の質問と関連して、本編 4.1-12 ページのパース図について、戸建ての奥に茶色い壁があり、その奥に住棟があるように見えるが、こういった構造になっているのか。また茶色い壁が面的に広がっているというのは、周辺からはかなりの圧迫感を感じるのではないか。

【事業者】

写真は第2工区の8階建ての建物の東側壁面が見える視点からで、パースの精度的に茶色の壁と住棟が別個のように見えてしまい、それもあって圧迫感を与えるように見えていますが、付近の建物からは10m程度の離隔をとっており、建物全体として考えた場合の圧迫感はそこまで大きくないと考えています。

【委員】

理解した。あと2点確認したい。1-17 ページに工事中の交通安全対策の項目があるが、できれば通学時間帯の工事車両の出入りや、あとは周辺道路での待機はやめるといったような記載をしていただきたい。

【事業者】

そのような形で進めさせていただきます。また次の報告書からは、その2点を付け加えて記載します。

【委員】

次に 1-20 ページに雨水の雑用水利用といった記載があるが、具体的にどういうものを設けるといった計画はあるのか。

【事業者】

現在再生利用については、使用方法や箇所を検討中で、実施については未定です。

【委員】

事業者の概要説明の中で、計画書から公園の位置が中央の住棟間から南側に移動になったとの説明があったが、中央の広場・公園とされていたオープンスペースの面積は減少したということか。

【事業者】

いいえ、もともとの中央部の広場・公園としていた部分はほぼ同じ形状で、近隣住民も利用できる公園を、南側にも追加したということです。

【委員】

景観における圧迫感について、もう一度確認したい。入居者数というのがある程度決まっている以上変更は難しいのだろうが、道路幅があまり広くないように見えるので、例えば建物の高さを階段式にするなどの、圧迫感を低減するような方法を検討したうえで、この形になったのか。

【事業者】

西側に対しての圧迫感の低減についてということですが、まず道路については、パース図からは分かりづらいのですが、今回拡幅されており、道路は4mから6mに、歩道も現況と同じ幅を確保することになっています。これによって元の道路幅からは広くなる分、圧迫感は低減されると考えています。

次に建物自体の形状についてですが、PFIの基準の中で住戸数は定められており、これ以上減らすことはできないというのがあります。また第1工区については高さの制限規定もあり、第2工区側で、日影規制なども配慮しながら住戸数を確保した結果、このような計画になりました。

【会長】

歩道になる部分は市有地ですか。それを道路に変えるだけですか。

【事業者】

はい、住宅の土地を道路に移管する形になります。

【会長】

つまりは道路を拡幅する分、住宅の敷地であった部分を新たに歩道に供出し、そこが道路境界となるため、建物との離隔は狭くなってしまうということですね。1-6ページなどを見ると、建物南西の角あたりが一番道路に近いと思いますが、どの程度になりますか。

【事業者】

敷地境界から建物までが1 m程度です。

【会長】

ぎりぎりですね。通常は住宅団地などでは3～5m程度の余裕をもって設定するのですが、ここは地区計画等もかかっていないので、法上は可能ということですね。

【事業者】

配置全体を南側に下げ、もう少し東側に寄せる案もありましたが、近隣の方への配慮として、これ以上南側へは下げられないということになり、西に寄せざるを得ないという経緯があります。

【会長】

なるほど、北に寄せようとする斜めに敷地が狭くなっていくので、西側に寄せざるを得ないということですね。各住戸の間口を少しずつ縮めて住棟全体の横幅を縮めるという方法もありますが、PFIの要求水準で各住戸の面積等も定められており、できないということですか。

【事業者】

その通りです。

【会長】

市の市営住宅に対する要求水準と、南側の住民の方々からの要望、敷地形状からこの配置になるということですね。

【事業者】

その様に考えております。

【会長】

ほかにご意見がないようでしたら、続いて環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者は退出をお願いします。

～事業者の退場～

【会長】

それでは、「豊中市営西谷住宅建替事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「豊中市営西谷住宅建替事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、意見、質問がありましたらお願いします。

【会長】

報告書に記載すると回答のあった、工事車両の通学等への配慮ですが、その他の項目にその旨を記述しておいてはどうかと思います。後は、委員の皆様からも景観の項目で多くのご指摘がありました、圧迫感についてですね。原案の表現では、緑地については記載ありますが、圧迫感の観点は入っていないように感じるので、少し追記してもらえれば。低減方法としては目立つところに、例えば南西の新たに公園にしたあたりの、道路沿いに高木を配置するなどすることで、若干の低減ができるかどうかとは思いました。

【委員】

事業者の説明を聞く限り、建物をどうにかすることは難しいということなので、緑地で少し柔らかい感じを出すというくらいだが、それも植栽幅が1m程度ということでは、なかなか高木を植えるのは難しい。5mくらい幅があれば壁をカバーするような高木配置も検討できるのだが、この幅しかないなら、パース図で描かれているような形でしか難しいのだと思う。

【会長】

そうですね、PFI 事業の要求水準をクリアしつつとなるとこういう形状にならざるを得ないのかと思う。あとは道路側に高木等を植えて、圧迫感を緩和していくしかないと思います。南側の公園や中央の広場あたりの緑地帯に高木を植えてもらえれば、軽減される印象にはなるので、検討してもらえればと思います。

【会長】

では修正としましては、景観については原案の、「緑地について良好な景観形成」の後に、圧迫感の低減の観点というような内容を追記して、その他の項目には通学時間帯の工事車両への配慮を要請するような内容を、特記で追加する形で、修正を事務局と考えたいと思います。

その他ご意見はございますか。

～意見なし～

【会長】

それでは保全審査会としての意見書としましては委員からの意見を踏まえて事務局で作成していただき、意見書の最終調整については、会長に一任という形で了解をいただき、市長に報告することとさせていただきます。

【会長】、

では案件2に移ります前に10分ほど休憩とします。

～休憩～

【会長】

皆様戻られましたので審査会を再開します。続いて次第に基づき、案件2の「大阪国際空港周辺緑地に係る環境影響評価計画書」について概要説明をお願いし、その後審議に入りたいと思います。よろしくお願いします。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

本編5-5ページの、騒音と振動の調査地点に関する質問だが、一番影響を受ける住居・住民がどこになるのか、また工事車両の通行ルートがどのようなになるのかをあらためて確認したい。

【事業者】

本編の2-15ページが工事用車両の想定ルートになっており、ピンク色の矢印が入庫ルート、青色が出庫ルートです。計画地は縦長の形になっておりますので、少し各方面に散らばるようにはなりませんが、メインとなるのはこの府道99号線になりまして、交通調査地点となる交差点もこちらの通りになります。基本的にはこちらの府道を通って事業計画地内に車両が入っていくルートを想定しています。周辺の状況は、基本的には工場地帯となり、住居数は多くないですが、いくつかは点在しています。メインルート及び工事車両が入ってくる道路に面した住居は、現時点では確認しておりません。ただし、車両通行ルートに老人福祉施設が確認されております。

【委員】

調査地点はどこになるのか。

【事業者】

沿道環境については老人福祉施設の前を、一般環境についてはこの周辺を代表する地点という形で、事業敷地内を選定しています。

【委員】

沿道環境について、最も影響のある地点ということで、ここを選定したのか。

【事業者】

その通りです。老人福祉施設が距離的には最短に位置するという事です。

【委員】

何点か確認したい。まず1点目だが、この計画について、本編2-11ページにある太陽光パネルの計画で、空港全体の電力の何%を賄って、どの程度の環境負荷削減効果を見込んでいるのか。

【事業者】

計画では空港全体の20~30%程度を賄えるものとして想定しております。あわせて申し上げますと、空港自体は政府の2030年目標である、温室効果ガス2013年度比46%削減は、空港のターミナルビル等の屋上に太陽光パネルを設置するなどして、すでにクリアできたという状況です。今回の取り組みは2050年の実質排出量0に向けて、さらに電力を太陽光で確保していきたいという構想の下で進めております。

【委員】

理解した。次に2点目が、本編2-15ページの工事用車両の入庫ルートを見ていると、北側の計画地へのルートが、西側のトンネルを通過してからUターンする形になっているが、ここで大型車がUターンすると後続車に影響を与える恐れがある。東側からのルートには右折レーンもあるので、東側から進入するようにした方が、影響が少ないのではないか。

【事業者】

おっしゃる通り、現時点ではこのようなルート想定をしているが、今の状況を考えてみると、右折というのも視野に入れなければいけないと考えています。ただし、前面道路が主要地方道ということで交通量が多いので、そのあたりも見定める必要があるので、実際のところは両にらみということで、交通量調査の結果を見て考えていきたいと思いません。

【委員】

3点目が、本編5-12ページに生態系に与える影響の予測があるが、供用後について、敷地内の雑草対策はどのように考えているのか。

【事業者】

敷地内は現在、年3回の草刈りを実施していますが、事業地は航空機騒音の緩衝緑地として設けられた経緯があるので、最低限地域の皆様にご迷惑をかけない程度の管理として、事業実施後も同程度の草刈りの継続を考えています。

【委員】

私からは2点確認がある。まず1点目がパネルの設置についてだが、反射を抑える素材の使用や、設置する角度や高さを配慮するといったことが記されていて、おそらく反射光の範囲を予測計算するのだと思う。その際には周辺の建物や走行車両への影響ももちろんだが、上空の航空機への影響に対する考慮も必要で、特に気象条件の変化によって経路の変更や上空での待機なども想定されるので、そこは当然考慮するという認識でいいか。

【事業者】

ご理解の通り、空港の施設という性質上、最も航空機の安全への配慮をしなければならないという前提で、今計画書では角度を10度としていますが、シミュレーションを実施したうえで最終的な角度を決定していきたいと思います。

【委員】

2点目が、パワーコンディショナーの設置について、本編2-11ページでは40台を設置するという計画になっている。パワコンについては騒音が発生することも想定されるが、設置場所については決まっているのか。また屋内に設置するとか防音対策をするなど、現時点で何か対策を考えているのかお聞きしたい。

【事業者】

パワーコンディショナーは小型のものを考えていますが、設置位置等については、現状の騒音等を踏まえて決定していくということで、現段階では決まっていません。

【委員】

先程の騒音の説明の中で、近隣の住居の話があったが、そのあたりも考慮して設置場所を決めるということか。

【事業者】

先程の説明の通り、老人福祉施設が距離的に一番近くなるので、そこに近ければどうなるかなど、いろいろな想定をしながら、調査結果をもって判断していきます。

【委員】

1点お聞きしたい。今回の審査の範囲からは外れるかもしれないが、普及し始めた当時の太陽光発電施設が寿命を迎える時期になり、リサイクルも含め、ライフサイクル全体で考えたときの環境負荷も視野に入れたいといけなのではと考えている。設置・運用に関してはアセスで諮っているが、その後の施設の更新・リサイクル等も含めた将来的な展望があったりするのか。

【事業者】

現時点では最後まで検討しているということはないが、もちろん環境に負荷のかからないような方法を考えていくことになると思います。

【委員】

再生利用しやすいような製品を選んだり、メンテナンスをしっかりとって長寿命化させるという考え方もある。

【事業者】

製品の導入時には配慮するようにしますし、採算性にも直結するので、できるだけ長く使えるようにしていきたいと思います。

【会長】

ほかにご意見がないようでしたら、続いて環境保全審査会としての意見書案の作成に入りたいと思いますので、事業者は退出をお願いします。

～事業者の退場～

【会長】

それでは、「大阪国際空港周辺緑地に係る環境影響評価計画書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「大阪国際空港周辺緑地に係る環境影響評価計画書」の環境保全審査会としての意見書案について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、意見、質問がありましたらお願いします。

【委員】

2点確認だが、まず太陽光パネルの反射光の影響について他の委員も質問しておられたが、評価項目としては気象と環境負荷のどちらで評価されるのか。次に景観については、意見書原案において「周辺環境の調和が保たれるよう」という表現となっているが、計画上かなりの枚数の太陽光パネルを並べるものである以上、その時点で「周辺環境との調和が保たれる」という表現は難しいのではないか。そのあたりの許容範囲というものをどのように考えて、評価するのか。

【事務局】

まず反射光に関しては、先ほど事業者の方からは気象の方でシミュレーションを行い、航空機や周辺環境にどのような影響があるか予測するという説明をされていたので、そ

ちらでの評価になると思います。

景観に関しては、予測方法であったり、環境保全目標に関しては記載がありますが、具体的な許容範囲といったことまでは書かれていないので、「周辺環境との調和を著しく損なわない水準」としか現状では言えないです。

【委員】

理解した。であれば「調和が保たれる」を「調和を著しく損なわない」という表現に変えたほうがいいのではないか。太陽光パネルを設置する以上は、周辺との調和を保つのは中々難しいとは思いますが、それでも著しく損なわないように十分留意した計画を望む、というような表現を追記して、改めて準備書で出てきたものを我々で議論する、というのがいいのではないか。

反射光については、そちらで評価するというのであればそれでいい。

【事務局】

反射光については、事業者側も航空機に対する影響は絶対にあってはならないという前提に立って計画をしていると聞いております。そのうえで周辺住民に対する影響もしっかり考えて計画していると認識しております。

【会長】

反射光の影響については、原案の気象の項目に「光害」という表現をしておりますので、そちらで評価すると理解しております。

景観については委員の提案の「著しく損なわない」といった内容を追記したいと思います。

あとは騒音・振動についても質問がありましたが、意見書の内容についてはいかがですか。

【委員】

内容については基本的にこれでいいと思うが、表現のところで、「周辺に配慮した機械の使用や作業時間等に十分留意し、」とあるが、「周辺に配慮した」が、言わんとすることはわかるがどこにかかっているのかがわかりづらい。

【事務局】

「機械の使用」と「作業時間等」の両方に対してという意味で記しているので、少し文章を修正できるか検討します。

【会長】

その他にご意見はありますか。交通に関しても質問がありましたが、原案にも「周辺に配慮した交通ルートを選定」という言葉は入っておりますね。

【委員】

原案で問題ない。

【委員】

環境負荷の意見についてだが、原案だと何を環境負荷といているのかがわからない。太陽光パネルを設置することによる環境負荷と言うのは、先ほどの議論にもあった反射光による光害なども考えられるし、植生に与える影響なども考えられるかもしれない。意見書でいうところの環境負荷が何を意味しているのかが読み取りづらく、「類似する既存データの収集」とは、何を収集すれば環境負荷が明らかにできるのかがわからない。

【会長】

本編 5-17 ページに、予測項目はエネルギー使用量と温室効果ガス排出量を既存データの収集・予測するとなっています。意見書としてもそれに沿って、意見を出しているので、ここでいう環境負荷は、エネルギー使用量や温室効果ガスの排出量についてということです。委員の意見はそこがわかるように追記した方がいいということですね。

【委員】

その通り。温暖化に対するとか、二酸化炭素の削減に対するとかの、何の環境負荷に対してかが、はっきりとわかるような書きぶりにした方がいいと思う。

それに加えて、先ほどの事業者への質問の中であった、施設の長期的なライフサイクルといった視点は、この審査の中でどこまで言えるのかということはあるが、重要な視点だと思う。

【委員】

私も同意見で、確かにこの審査内容からは少し外れるかもしれないが、今太陽光パネルの設置というのは促進される方向にある中で、本件に限らず、設置後の運用・廃棄までの視点というものを意識したような文言を入れられないか。住民からみても安全性の問題など、非常に関心を持たれるところだと思うので、意見として大々的には難しいかもしれないがどこかにいれるのはいいと思う。

【会長】

ではライフサイクルアセスメントについての視点もどこかに入れられないか検討したいと思います。

【会長】

その他意見はございますか。

～意見なし～

【会長】

それでは保全審査会の意見書としましては委員からの意見等を踏まえて事務局で作成して頂き、意見書の最終調整については、会長に一任という形で了解をいただき、市長に報告することとさせていただきます。

本日予定しておりました案件は終了しましたが、事務局の方で、案件3その他の事項として何かありますか。

【事務局】

その他事項の前にまず、本日審査した意見書につきましては、会長よりご説明がありましたように、会長と事務局との間で、最終調整させていただき、とりまとめ次第、委員の皆さんへ送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年度の環境保全審査会の開催は本会で終了となります。1年間ありがとうございました。また以前からのご案内のとおり、次年度の審査会委員についての委嘱の手続きを進めさせていただいております。今週中に資料が届くようにしますので、委員の皆様にはお手数ですが、手元に資料が届き次第、お手続きの方よろしくお願いいたします。そして当審査会の委員ならびに会長として長年ご尽力いただいた澤木会長ですが、本市の規定に基づき今年度にて退任となります。澤木会長から、退任にあたって一言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

～退任のご挨拶～

【事務局】

その他については、以上となります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日予定の案件は終わりました。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

それでは、これを持ちまして、令和6年度第3回豊中市環境保全審査会を終わらせていただきます。

委員の皆様、次年度もよろしくお願いいたします。会長長年に渡りありがとうございました。WEB会議からの退出をお願いします。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。